

平成20年(2008年)8月29日

姫路市選挙管理委員会様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

目的外利用及び外部提供並びに本人通知の省略に  
関する意見について（答申）

平成20年4月1日付諮詢書により諮詢のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、適當と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

1 目的外利用及び外部提供の適否について

(1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部改正に伴い、検察審査会法（以下「法」という。）が改正され、検察審査員候補者の資格審査等の実施主体が市町村の選挙管理委員会から検察審査会に変更（法第12条の3及び法第12条の2第3項）されました。また、検察審査会予定者名簿の調製及び送付に係る事務は、裁判員候補者予定者名簿の調製及び送付に係る事務とできる限り共通化することとされています（法第9条～第12条）。法第10条第1項によると、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から検察審査員候補者の予定者をくじで選定しなければならないとされています。したがって、検察審査会予定者名簿の調製及び送付等に関する事務は、姫路市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2号の「法令の定めがあるとき」に該当すると解されます。

(2) 法第12条の3においては、検察審査員候補者について、一定の事由（法第5条、第6条、第8条それぞれの各号）の該当性について調査しなければならないと規定されています。そして、この調査には、検察審査員候補者の本籍地情報は不可欠と考えられます。法第12条の6においては、法第12条の3各号にあげる事由の該当性を調査するために、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができると規定されています。また、制度の公正かつ円滑な実施のためにも、本籍地情報を検察審査員候補者予定者名簿に付すことは、公益に資し、相当の理由があると解されるので、条例第9条第4号及び第5号に該当します。

## 2 本人通知の省略について

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要する  
と解されますので、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。